

【資料9－③】

中小企業庁 提出資料について

令和4年2月25日

第14回トラック輸送における取引環境・労働時間改善

中央協議会 会議資料



取引適正化に向けた5つの取組及び 中小企業等の活力向上に関するWGを受けた取組について

**令和4年2月25日
中小企業庁**

取引適正化に向けた5つの取組 (令和4年2月10日 第3回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議)

- 中小企業の賃上げ原資の確保や、エネルギー価格・原材料価格の上昇に対応するためにも、
下請中小企業に公平・適切に付加価値が共有されるよう、「転嫁円滑化施策パッケージ」(昨年末取りまとめ)の着実な実施に加えて、**大企業と下請中小企業との取引の更なる適正化**に向け、以下の**5つの取組**を実施していく。

(※赤字は今回新たに発表する内容)

◆ 年末にとりまとめられた「転嫁円滑化パッケージ」の取組を具体化。

1. 価格交渉のより一層の促進

- **下請振興法に基づく「助言（注意喚起）」の実施**（2月中に順次実施）
 - 令和3年9月に実施した価格交渉促進月間のフォローアップ結果を踏まえ、価格交渉・転嫁の状況の良くない個別の企業に対して実施。
- **価格交渉促進月間の3月の実施**（3月に実施し、4月にフォローアップを実施）
 - 9月と並んで価格交渉の頻度の高い**3月にも価格交渉促進月間を実施**。
- **下請振興法の振興基準を改正**（年度内を想定）
 - 原材料費やエネルギー価格の上昇による価格交渉に加え、最低賃金等の外的要因がない場合も、労務費上昇による価格交渉に応じるよう親事業者に促す。

2. パートナーシップ構築宣言の大企業への拡大、実効性の向上

- ①宣言した企業全て、及び②**下請取引企業に対するアンケート調査の実施**
 - ①は**年度内に取り纏めて公表**し、宣言内容の**調達現場への浸透**を促す。②は**評価結果を公表・周知**(2021年調査結果は本日公表(P5))
- コーポレートガバナンスに関するガイドラインへの位置づけ、補助金等によるインセンティブ拡充の検討

3. 下請取引の監督強化

- **下請Gメンの体制強化**（4月から倍増予定）
 - 下請Gメンを来年度倍増。また、**アドバイス機能の強化**（支援機関や補助金等の紹介）や**AI等による取締りの効率化**も検討。
- **商工会・商工会議所と下請かけこみ寺の連携による相談体制の強化**（年度内から実施）
 - 下請かけこみ寺で収集した相談情報を端緒に下請Gメンのヒアリング等を実施。
- **業種別ガイドライン・自主行動計画の拡充・改定等**（順次実施）
 - 取引上の問題のある業種や、新たな取引上の課題に対応するため、拡充・改定を随時実施。

取引適正化に向けた5つの取組 (令和4年2月10日 第3回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議)

(※赤字は今回新たに発表する内容)

◆ 前頁に加えて、新たに下記の事項にも取り組む。

4. 知財Gメンの創設と知財関連の対応強化

- 「知財Gメン」の新設 (今年度内にヒアリングを開始)
 - 知財関連の取引問題に専門的に対応。
- 中小企業庁に「知財取引アドバイザリーボード」の設置 (今年度内にも立ち上げ)
 - 知財取引の専門家により構成し、個別企業への指導・助言の実施など知財関連の対応を強化。
- 商工会議所、INPIT (工業所有権情報・研修館) 等の関係機関との連携の強化 (年度内から実施)

5. 約束手形の2026年までの利用廃止への道筋

- 各団体における自主行動計画の改定の要請 (2月中に各省に依頼)
 - 利用の廃止に向けた具体的なロードマップ (段取り、スケジュール等) の検討を依頼し、その反映を要請。
 - 約束手形の利用廃止に向け、異なる業種間での取引における課題など、他業種も含めて取り組まなければ解消できない課題の洗い出しなどを実施。中小企業庁において課題を整理し、それらの課題に対する対応も各業界の自主行動計画に盛り込むよう要請。
- 2026年の手形交換所における約束手形の取扱い廃止の検討 (2月中に金融業界に検討を依頼)
 - 金融業界に対して、産業界における約束手形利用廃止の取組状況を踏まえつつ、2026年に手形交換所における約束手形の取扱いを廃止することの可否について検討を開始するよう要請。

中小企業等の活力向上に関する現状・課題と今後の取組について (令和4年2月22日 第3回中小企業等の活力向上に関するWG)

- 中小企業の賃上げ原資の確保や、エネルギー価格・原材料価格の上昇に対応するため、**親企業との取引条件の改善や、中小企業自らの生産性向上**が極めて重要。
- 加えて、12月27日に策定された「**転嫁円滑化施策パッケージ**」や、それを踏まえて2月10日のパートナーシップ構築推進会議で打ち出された「**取引適正化に向けた5つの取組**」の実現に向けた取組も必要。
- このため、取引環境改善に向け、各業界団体が策定する「**自主行動計画**」の改定、価格交渉促進月間の更なる浸透、電子受発注システム普及拡大による生産性向上等を進める。

	現状・課題	今後の取組方針
自主行動計画の改定	● 現在、18業種51団体の業界団体において、取引適正化に向けた自主行動計画を策定済み。 ● 昨年の夏を目途に、2026年の約束手形の利用廃止等を目指した自主行動計画の策定・改定を要請し、51団体全てにおいて、策定・改定を実施済（同年8月に開催した本WGにおいてフォローアップを実施）であるが、今後、約束手形の利用の廃止の道筋の具体化が必要。 ● また、昨年末の「転嫁円滑化パッケージ」の策定を受け、労務費等の価格転嫁の円滑化や、パートナーシップ構築宣言の拡大が必要。 （参考：パートナーシップ構築宣言について） ・取引先との共存共栄を発注側企業の経営者が宣言するもの（6000社超が宣言済）。大企業の宣言企業数拡大や実効性の強化が課題。	取引適正化に向けた取組を更に進めるため、下請中小企業振興法に基づく振興基準の改定を踏まえつつ、自主行動計画に下記の内容を盛り込む形で今夏を目処に改定いただくよう、事業所管省庁から業界団体に協力を要請。 ① 約束手形の利用廃止を目指した業界としての具体的な段取りを策定すること ※ 1 各業界団体において、約束手形の利用廃止を目指すにあたって課題となる異業種の取引先との間の慣行など、業種をまたいだ課題の抽出を行い、春頃までに中小企業庁に共有。また、中小企業庁において、各業界から寄せられた課題を整理し、各業界団体にフィードバック。各業界団体において、それらの課題に対する対応も自主行動計画の改定に盛り込む。 ※ 2 金融業界に対して、産業界における約束手形利用廃止の取組状況を踏まえつつ、2026年に手形交換所における約束手形の取扱いを廃止することの可否について検討を開始するよう要請。 ② 各業界団体の会員企業（特に資本金3億円超の大企業）は、「パートナーシップ構築宣言」を行うこととすること、又は各業界団体から会員企業に対して「パートナーシップ構築宣言」の実施を促すための取組を具体化すること。 ③ 価格交渉促進月間に合わせ、各業界団体の会員企業は、労務費、原材料費、エネルギー価格等の上昇分の価格転嫁に積極的に応じること、又は価格協議に応じること。 上記の改定状況について、本WG次回会合（今秋目処開催予定）においてフォローアップを実施。
価格交渉促進月間	● 発注側企業から一方的な原価低減要請が行われているほか、労務費や原材料価格が上昇している受注側企業が、発注側企業に対して価格交渉を申し込むことすら難しい実態が存在。 ● そのため、昨年9月を価格交渉促進月間とし、労務費や原材料費等の上昇分について、価格交渉によって下請価格への適切な反映がなされるよう、各種取組を実施。 ● 月間終了後に実施したフォローアップ調査（4万社へのアンケート調査、2千社への下請Gメンヒアリング）に基づき、本年2月の「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」の場において、業種別のスコアリングを公表するとともに、個別企業に対し、下請中小企業振興法に基づく助言（注意喚起）を実施する旨、経済産業大臣から公表。 ● 今後も取組を継続し、価格交渉を定着させ、価格転嫁を実現することが重要。	フォローアップ調査より、9月に加えて、3月にも価格交渉を行うという企業が多かったことなどから、本年3月も「価格交渉促進月間」として設定。年に2回、価格交渉促進月間を設定することで、価格交渉の浸透・定着を図る。 3月の月間の実施にあたっては、以下の取組を実施し、業界を巻き込んだ取組としていく。 ○ 月間終了後（4月～）にフォローアップ調査（受注側企業に対し、前回調査を上回る15万社へのアンケート調査、2千社への下請Gメンヒアリング）を引き続き実施。 ○ フォローアップ調査に基づき、価格交渉・価格転嫁の状況に関する業種別のスコアリングを公表するとともに、個別企業に対し、下請中小企業振興法に基づく助言（注意喚起）を引き続き実施。前回の価格交渉促進月間に続き、連続して問題が抽出された企業については、同法に基づく指導の実施も検討。 ※ 上記の助言及び指導については、中小企業庁は対象企業・バックデータ等を整理した上で、各事業所管大臣に事業者に対する助言・指導文書の発出を要請（従前のとおり、事業所管省庁独自の判断で助言・指導を行うことを妨げるものではない）。
電子受発注システム	● 2023年を目途に電子受発注システム導入率約5割を目指すことになっている。 ● 各業界の業界団体等においては、中小企業の会員が少なく、中小企業の取引実態等について把握ができないといった課題が存在。 ● 中小企業に対する電子受発注システムの導入意義の周知や導入費用への支援が重要。 （参考）中小企業へのアンケート調査「令和3年度取引条件改善状況調査」の結果を踏まえると、電子受発注システム導入率は、受注側で48.5%、発注側で40.9%。	電子受発注システム導入に向けた現状・課題を踏まえ、資料6の「電子受発注システム導入率向上に向けたロードマップ」に沿って、以下に取り組んでいく。 ◆ 来年度初からデジタル化診断、来年度の取引条件改善状況調査等のアンケート調査による電子受発注システム導入率をKPIとして測定 ◆ 中小企業に電子受発注システムの導入等の必要性の気付きを促すためのデジタル化診断事業の実施 ◆ 電子受発注システム等の導入に限定し、補助率引き上げ、補助対象拡大等の優遇措置が講じられたIT導入補助金特別枠の活用促進 ◆ 業界別に電子受発注システム導入ツールの特定・開発 ◆ 業界を越えた接続を可能とする産業データ連携基盤の実証事業の実施